

小笠原村商工会

第1 監査対象の概要

1 事業の内容

(1) 事業の概要

小笠原村商工会（以下「商工会」という。）は、商工会法（昭和35年法律第89号）に基づき、昭和59年1月に設立された法人であり、地区内における商工業の総合的な改善、発達を図ることなどを目的に、主として次の事業を行っている。

ア 商工業に関する相談・指導及び情報・資料の収集提供

イ 商工業に関する講習会・展示会等の開催

ウ 商工業に関する調査研究

(2) 都との関係

都は、商工会に対し、東京都小規模事業指導費補助金・小規模事業対策推進事業費補助金交付要綱に基づき、平成10年度2,451万余円、平成11年度2,522万余円の補助金を交付している。

2 組織

商工会は、事務所を小笠原村父島字東町に置き、会員162名で組織され、役員15名（会長1名、副会長2名、理事10名、監事2名）及び職員4名で構成されている。

第2 監査の範囲及び実施監査期間

1 監査の範囲

平成10年度及び平成11年度の補助事業について実施した。

2 実地監査期間

(1) 労働経済局 平成12年6月23日

(2) 商工会 平成12年6月27日

第3 監査の結果

1 事業実績について

平成10年度及び平成11年度における補助事業の主な実績は、表1のとおりであり、事業は補助目的に沿って適正に執行されている。

(表1) 補助事業実績

(単位:人、件)

年 度	補助対象職員 の設置の状況			小規模事業者に対する指導事業					
	経営 指導	補助 員	記帳 専任	経営指導員 による指導		個別指導		金融あっせん	
				巡 回	窓 口	回 数	人 員	件数	金 額(千円)
				平成10年度	1	1	1	340	368
平成11年度	1	1	1	490	705	2	29	32	267,500